

岡山県公安委員会告示第 14 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、検定に関する試験の結果、遊技機の型式について、技術上の規格に適合していると認められるものは、次のとおりである。

令和2年2月3日

岡山県公安委員会

	遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名	型式試験番号	検 定 年 月 日	検 定 番 号	検定の有効期間
1	ぱちんこ遊技機	Pすしざんまい極上S3C	豊丸産業株式会社	9P058900	令和2年2月3日	9P0589	検定の日から3年間
2	回胴式遊技機	Sモンキーターン4ZDD	山佐株式会社	9S172900	令和2年2月3日	9S1729	検定の日から3年間
3	ぱちんこ遊技機	P銀河鉄道9992H1AU6	株式会社アムテックス	9P176900	令和2年2月3日	9P1769	検定の日から3年間
4	ぱちんこ遊技機	P元祖大工の源さんWCC	株式会社三洋物産	9P168300	令和2年2月3日	9P1683	検定の日から3年間
5	回胴式遊技機	S咲-Saki-SH	株式会社サンスリー	9S151100	令和2年2月3日	9S1511	検定の日から3年間

岡山県公安委員会告示第 20 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、検定に関する試験の結果、遊技機の型式について、技術上の規格に適合していると認められるものは、次のとおりである。

令和2年2月10日

岡山県公安委員会

	遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名	型式試験番号	検 定 年 月 日	検 定 番 号	検定の有効期間
1	回胴式遊技機	S スナイパイ 7 1 C C	カルミナ株式会社	9 S 1 6 4 4 0 0	令和2年2月10日	9 S 1 6 4 4	検定の日から3年間
2	回胴式遊技機	S 物語セカンドシーズン X A	タイヨーエレック株式会社	9 S 1 7 2 7 0 0	令和2年2月10日	9 S 1 7 2 7	検定の日から3年間

岡山県公安委員会告示第 21 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、検定に関する試験の結果、遊技機の型式について、技術上の規格に適合していると認められるものは、次のとおりである。

令和2年2月17日

岡山県公安委員会

	遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名	型式試験番号	検 定 年 月 日	検 定 番 号	検定の有効期間
1	ぱちんこ遊技機	P10カウントチャージ絶狼MC	株式会社サンセイアールアンドディ	9P182400	令和2年2月17日	9P1824	検定の日から3年間
2	ぱちんこ遊技機	PAGIDREAM駿NU	株式会社サンセイアールアンドディ	9P173400	令和2年2月17日	9P1734	検定の日から3年間
3	ぱちんこ遊技機	P戦国BASARA L4-7V1	株式会社ニューギン	9P175900	令和2年2月17日	9P1759	検定の日から3年間
4	ぱちんこ遊技機	P炎のドラム魂GA	株式会社ニューギン	9P175100	令和2年2月17日	9P1751	検定の日から3年間
5	回胴式遊技機	S カイジ沼 KR	株式会社銀座	9S139600	令和2年2月17日	9S1396	検定の日から3年間
6	回胴式遊技機	S パチスロ 真北斗無双 ZN	サミー株式会社	9S177800	令和2年2月17日	9S1778	検定の日から3年間

岡山県公安委員会告示第 25 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、検定に関する試験の結果、遊技機の型式について、技術上の規格に適合していると認められるものは、次のとおりである。

令和2年2月25日

岡山県公安委員会

	遊技機の種類	型 式 名	製 造 業 者 名	型式試験番号	検 定 年 月 日	検 定 番 号	検定の有効期間
1	ぱちんこ遊技機	P D-CLOCK1	マルホン工業株式会社	9P183200	令和2年2月25日	9P1832	検定の日から3年間
2	ぱちんこ遊技機	PAコマコマ倶楽部@エイジセレクトY2F	豊丸産業株式会社	9P180200	令和2年2月25日	9P1802	検定の日から3年間
3	ぱちんこ遊技機	P大工の源さん超尊駄天YTA	株式会社三洋物産	9P178400	令和2年2月25日	9P1784	検定の日から3年間
4	ぱちんこ遊技機	PAヤッターマンVVVV-YBB	株式会社サンスリー	9P185200	令和2年2月25日	9P1852	検定の日から3年間